

## 契約履行実績による契約保証金免除申請の手引き

大崎市水道事業及び下水道事業が発注する契約案件について、契約履行実績を有することによる契約保証金の免除を申請する際に必要な手続き等については、次のとおりです。

### 1 対象となる契約案件

水道事業及び下水道事業が発注するもののうち、長期継続契約又は単価契約に該当するもの

- ※ 建設工事や建設コンサルタント業務は含まれません。
- ※ 長期継続契約に該当するかどうかは、各発注案件の注文書に明記しています。
- ※ 単価契約は、役務の提供と物品調達のどちらも対象となります。

### 2 免除申請が可能な履行実績の条件

契約締結をしようとする日から過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

- 「契約締結をしようとする日から過去2年間」とは・・・

これから受注する案件の契約締結をしようとする日から起算して過去2年間（以下、「過去2年間」という。）に、履行実績の対象とする案件の履行完了日が含まれていることとします（完了検査により履行の実績としてカウント）。

ただし、履行期間が複数年度にわたる案件を実績とする際は、過去2年間に1年度ごとの履行完了日が含まれることを条件とし、カウントも1年度ごととします。（別紙参照）

また、JVで契約する案件については、代表企業が実績を有することを条件とし、JVとして受注した実績は、出資割合が20パーセント以上のものを対象とします。

- 「国、地方公共団体等」とは・・・

国、都道府県、市区町村、独立行政法人、地方独立行政法人及び地方公営企業を対象とします。

- 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは・・・

これから受注しようとする案件と業務内容又は物品の種類が同様で、かつ、履行実績の対象とする案件の契約金額が、これから受注しようとする案件の契約金

額の100分の70以上のものとしします。

なお、単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額で計算します。

また、履行期間が複数年度にわたっているもの場合は、各年度の支払額又は支払予定額のうち、最高額のもので計算します。

### 3 申請方法

契約締結をする前に、契約保証金免除申請書及び履行実績が確認できる書類（契約書の写しや仕様書の写し等）を大崎市上下水道部経営管理課入札・契約担当へ提出してください。

なお、契約締結については、契約の相手方に決定された日から7日以内に契約書を作成することとなっています。契約保証金の免除の申請の内容によっては、免除決定の審査に時間を要する場合がありますため、契約保証金の免除申請を予定している場合は、契約の相手方に決定されてから速やかに申請をしてください。

また、申請の内容を審査した結果、免除の対象とは認められない場合は、契約保証金の納付や履行保証保険契約の締結が必要となります。

なお、この内容についてご不明な点がある場合は、下記担当へお問合せ下さい。

大崎市上下水道部経営管理課総務・契約担当

TEL：0229-24-1112 FAX：0229-24-1114

e-mail：[w-kanri@city.osaki.miyagi.jp](mailto:w-kanri@city.osaki.miyagi.jp)